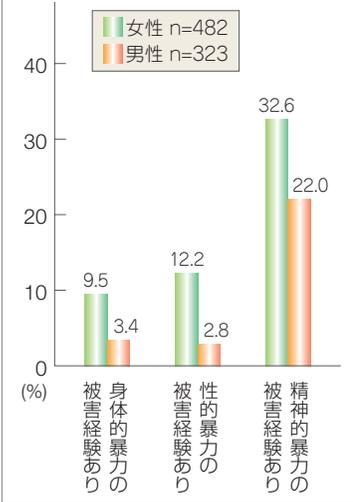


# パリテ

■西東京市「パートナー（配偶者や恋人）」からの暴力の被害経験



全国の20歳以上の男女を対象にした調査(内閣府)では、配偶者から身体的・精神的・性的暴力のいずれかについて「一度でも受けたことがある」という女性は33.2%、男性は17.4%となっている。

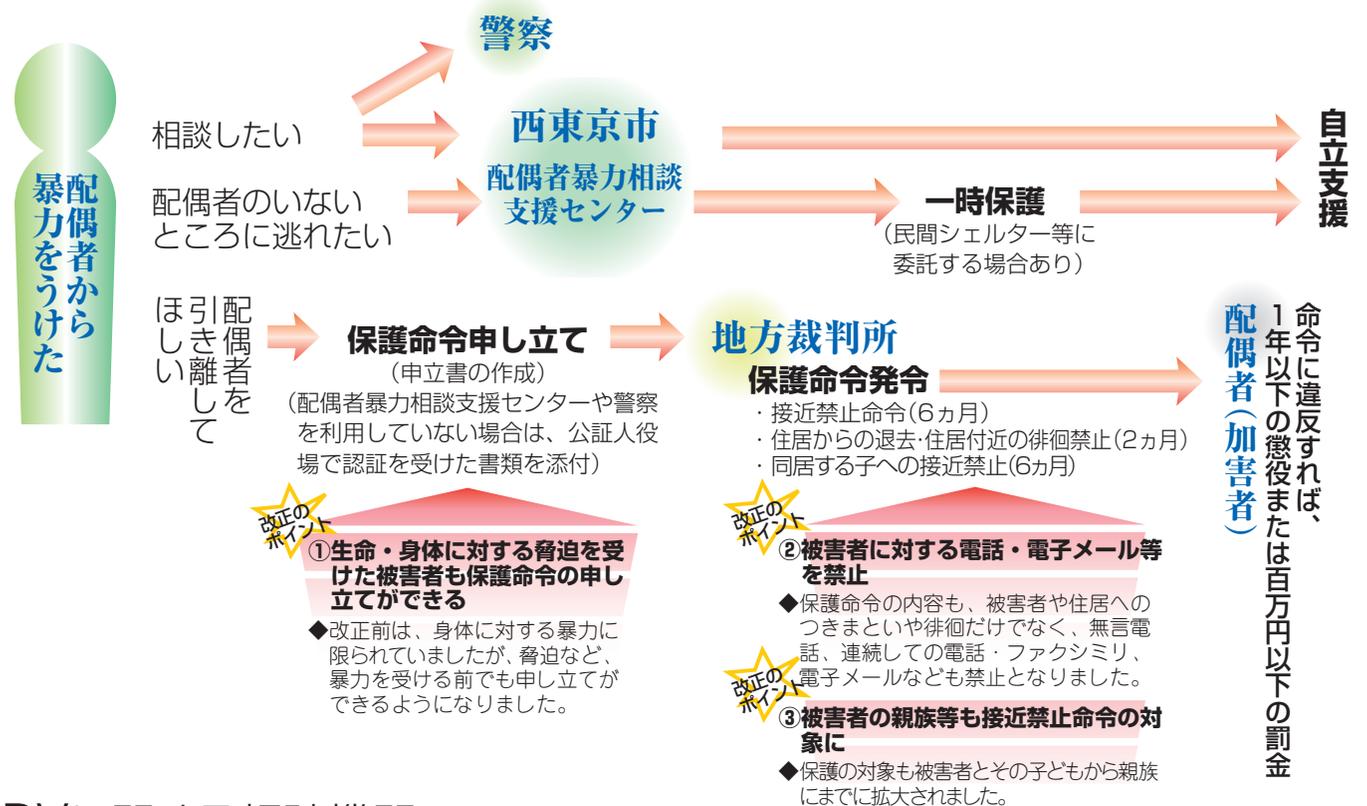
〔男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査〕平成19年度

## インフォメーション

「ご存じですか？」  
**「改正DV防止法」**  
 男女平等社会は、一人ひとりの人権が尊重される社会です。しかし、DV（配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力）の被害を伝えるニュースがあつとを絶ちません。  
 DVの根絶に向けて、平成13年10月「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。同法では、3年ごとに実態を見直し、改正を行っています。平成20年1月に施行された改正法では、いっそうに減らないDVの被害に対して、「保護命令申し立て」や「接近禁止例」の拡大など、

被害者への救済をより強化した内容が盛り込まれました。被害者の多くは女性です。DVは、女性を低くみる、妻は夫に従うべきといった性差別が根強く残るなかで、暴力で女性を思い通りに支配しようとして起こるものです。しかし、暴力は人権を侵害する行為、たとえ夫婦であっても許されるものではありません。  
 DVの根絶には、暴力を容認しない社会を築いていくことが何より大切です。DV防止法では、暴力を見たり聞いたりした場合、通報する努力義務が課せられています。身近で暴力を受けている人に気づいたら、まずは専門機関に相談することをすすめましょう。

## 配偶者暴力(DV)防止法の仕組みと主な改正内容



## DVに関する相談機関

- 西東京市の窓口
  - 男女平等推進センター パリテ 9:00~17:00 042(439)0075 ※日祝休日・年末年始を除く
- 配偶者暴力相談支援センター
  - 東京ウィメンズプラザ 9:00~21:00 03(5467)2455 ※年末年始を除く
  - 東京都女性相談センター多摩支所 9:00~16:00(月~金) 042(522)4232 ※土日祝休日・年末年始を除く
  - 東京都女性相談センター 9:00~20:00(月~金) 03(5261)3110 ※土日祝休日・年末年始を除く
- 夜間・緊急
  - 警察または交番 110番